

令和3年第13回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和3年10月22日(金) 午前10時～10時10分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者(5名)

教育長 佐藤 勝
委員 中村 弘樹
委員 役重 眞喜子
委員 熊谷 勇夫
委員 中村 祐美子

4. 欠席者(1名)

委員 衣更着 潤

5. 説明のため出席した職員

教育企画課長 小原 賢史
学務管理課長 八重畑 亘
学校教育課長 佐々木 健一
こども課長 大川 尚子
文化財課長 平野 克則

6. 書記

教育企画課 課長補佐 畠山 英俊
教育企画課 総務企画係長 瀬川 千香子
教育企画課 主事 荒木田 美月

7. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和3年第13回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和3年10月22日、午前10時

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。議案第27号「花巻市指定天然記念物稲荷神社千本桂の現状変更等の許可に関し議決を認めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。平野文化財課長。

○平野文化財課長

議案第27号「花巻市指定天然記念物稲荷神社千本桂の現状変更等の許可に関し議決を認めることについて」をご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

天然記念物の名称は、「稲荷神社千本桂」です。所有者は、花巻市大迫町内川目第16地割24番地の稲荷神社です。現状変更の内容は、幹の一部及び枝の一部の伐採です。

初めに、この千本桂の文化財的価値について説明いたします。

文化財指定は昭和56年11月1日です。大正年間の調査時には、その名のとおり1,113本あったと記録されておりますが、その後、老木化していた太い幹が折れ、株の規模が小さくはなったものの、それでも花巻市内の桂では最大で、根回りは30m弱あります。株を構成する幹の太さですが、目通りの直径で、最大のもので60cm、20cm以上が20本、それ以下は数えきれないほど多数あります。

それでは、現状変更等の内容及び実施の方法について説明いたします。議案第27号資料その1、1ページの現状変更等許可申請書の写しも併せてご覧ください。

「5 現状変更等を必要とする理由」と「6 現状変更等の内容及び実施方法」を合わせて説明いたします。

①の行為から説明いたします。2ページの写真、1から3が現状の写真です。白矢印の木の幹の下は、稲荷神社の参道で、鳥居と灯籠があります。

現在も強い風が吹いた時や雪が降った時には、枝が折れ、落ちてきております。これまで事故等はありませんでしたが、この幹自体が参道へ大きく張り出していることから、今後において幹の折れ又は全体の倒木が想定されます。管理者から、このような危険性を放置することは好ましくなく、何らかの対処をしたいと文化財課に相談があり、今年8月に花巻市文化財保護審議会の植物担当の外館委員と共に現状を確認したところ、部分的に伐採することもやむなしと助言をいただいたところであります。

なお、②の行為及び③の行為についても、外館委員より現地で助言をいただき、今回の提案としております。

①の行為ですが、写真1から3に写っている幹のうち、白矢印の幹1本、直径約30cmの幹を高さ2mくらいで伐採し、その切り口に防腐剤を塗ります。伐採にあたっては、高所作業車を使用して、枝先から順に切断します。

次に、②の行為について説明いたします。3ページの写真4から6が現状の写真です。真ん中に直径約70 cmの枯れた幹がありますが、これを切断・除去するための作業スペースを確保するため、やむを得ず周りに生えている幹を伐採するものです。

現状変更の許可を受けて伐採しようとする幹は、20 cmが1本、5～10 cmが3本です。

作業の方法は、最初に周りに生えている4本を切断した後に、クレーンで吊り上げながら枯れた桂の幹を伐採し、抜き出します。

次に、③の行為について説明いたします。4ページの写真7が枝払いをする部分全体を写したものです。枝の中を電話線が通っており、擦れて電話線に損傷を与える恐れがあるため、電話線から1 m離れた箇所で枝を切断しようとするものです。写真8と9は切断する枝です。作業には高所作業車を使用し、切断後は防腐剤を塗ります。

次に、許可申請書の「7 現状変更等により生ずべき物件滅失又はき損、景観の変化、文化財への影響」です。

今回の現状変更は、健全に成長している幹や枝を伐採するものですが、樹全体の状態は良好であり、幹の数本と枝を伐採しても天然記念物に与える影響は軽微であると考えます。ただし、景観という面では、電話線に触れている枝を切った部分、これは市道に張り出している部分でもあります。その枝が無くなるため、自然状態のナチュラルな形状が失われることにはなりますが、そもそも、市道にはみ出していたものですので、やむを得ないと考えております。

現状変更の内容説明は以上ですが、本件の許可に当たっては、花巻市文化財保護審議会の植物担当の委員2名から、実施の方法について具体的な指導と助言をいただいておりますし、会長及び副会長へは内容を説明し、許可に異存のない旨の回答をいただいていることをご報告いたします。

以上のことから、本現状変更等の許可申請について許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今の説明について、質疑のある方はございませんか。

既に文化財保護審議会の植物担当の先生でもある外館委員、それから保護審の方々の了解を得ているということでございます。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第27号「花巻市指定天然記念物稲荷神社千本桂の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」と認め、議案第 27 号は原案のとおり議決されました。

日程第 3、報告事項に入ります。教育委員会関連行事につきましては、お手元に配布しました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会いたします。ありがとうございました。